

本校における部活動の在り方に関する方針について

岩手県立水沢工業高校

1. 活動方針

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として取り組むこととする
- (2) 体罰や人格を傷つける言動等の根絶を図るものとする
- (3) 健全な身体と豊かな感性を育む
- (4) 生涯にわたるスポーツや文化芸術に親しむ基盤づくりに努める
- (5) 好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感を高めるための学びの場とする

2. 休養日・活動時間

- (1) 休養日
原則として、週1日以上 of 休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上 of 休養日の設定に努める。
- (2) 活動時間 平日は2時間程度、休日は3時間半程度とする。(大会・練習試合・合宿を除く)

3. 活動のきまり

- (1) 部活動時間
 - ①平日は18:30を目処に活動を終了し、19:00完全下校とする。
(冬期間中は、18:00終了、18:30完全下校)
 - ②休日は午前または午後の3時間半程度とする。
 - ③長期休業中も休日と同様とする。
- (2) 部活動停止期間
 - ①定期考査1週間前から考査終了日まで(年間4回で、通算40日程度)
 - ②学校閉庁日(お盆・年末年始)
 - ③学力検査・採点に伴う期間(7日程度)
 - ④学校行事等で施設設備が使用できない日(校内体育大会・文化祭など)
- (3) 活動時間の延長
高体連・高文連または、これに準ずる大会の一ヶ月前から任意の2週間を、1時間に限り延長して活動することができる。
- (4) 特別練習
定期考査最終日より30日以内に公式大会を控えている場合には、考査期間中の部活動をすることができる。
- (5) 活動計画
各部の顧問は年間行事予定を基に、月間の活動計画を立ててそれに基づいて活動をする。
- (6) その他
休養日、活動時間については、生徒がバランスのとれた生活を送ることが出来るように、合理的かつ効果的な活動を行う。